

砂川市規則第 15 号
令和 8 年 3 月 31 日

砂川市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市事務分掌規則の一部を改正する規則

砂川市事務分掌規則（平成10年規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表の総務部の項中

「

D X 推進課	情報推進係 業務改善係
---------	-------------

」

を

「

D X 推進課	情報推進係
---------	-------

」

に改め、同表の保健福祉部の項中

「

子育て支援課	子育て支援係 子ども保育係
--------	---------------

」

を

「

子育て支援課	子育て支援係 子ども保育係 子育て支援センター
--------	-------------------------

」

に改め、同表の経済部の項中

「

農政課	農政係
-----	-----

」

を

「

農政課	農政係 地籍係
-----	---------

」

に改め、同条第2項の表を次のように改める。

所属部課名		機関等の名称
保健福祉部		砂川市ふれあいセンター
		砂川市子ども通園センター
	子育て支援課	砂川市立ひまわり保育園 砂川市立さくら保育園 砂川市立空知太保育所

第3条第2項中「、技監又は」を「又は技監を、課等に」に改める。

別表第 1（第 2 条関係）事務分掌表 D X 推進課の項中

「

情報推進係	(1) 電子計算組織の管理運営に関すること。 (2) 情報ネットワークに関すること。 (3) 情報処理機器及び情報処理技術に係る調査及び研究に関すること。 (4) セキュリティポリシーに関すること。 (5) 課の庶務に関すること。
業務改善係	(1) デジタルトランスフォーメーションの推進に関すること。 (2) デジタル技術を活用した業務改善に関すること。

」

を

「

情報推進係	(1) デジタルトランスフォーメーションの推進に関すること。 (2) 生成 A I 等のデジタル技術を活用した業務改善に関すること。 (3) 情報システム及びネットワークに関すること。 (4) デジタル技術の動向に係る調査及び研究に関すること。 (5) 情報セキュリティポリシーに関すること。 (6) 課の庶務に関すること。
-------	---

」

に改め、同表税務課の項中

「

資産税係	(1) 固定資産税、都市計画税、特別土地保有税並びに軽自動車税の調査及び賦課に関すること。 (2) 固定資産の評価に関すること。 (3) 縦覧帳簿の縦覧及び固定資産課税台帳の閲覧に関すること。 (4) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。 (5) 地方譲与税、自動車税環境性能割交付金並びにゴルフ場利用税交付金に関すること。 (6) 所管税目の賦課徴収に関する審査請求及び訴訟に関すること。 (7) 所管税目の税制の調査に関すること。 (8) 固定資産評価審査委員会に関すること。
------	---

」

を

「

資産税係	(1) 固定資産税、都市計画税、特別土地保有税並びに軽自動車税の調査及び賦課に関すること。 (2) 固定資産の評価に関すること。 (3) 縦覧帳簿の縦覧及び固定資産課税台帳の閲覧に関すること。 (4) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。 (5) 地方譲与税に関すること。 (6) 所管税目の賦課徴収に関する審査請求及び訴訟に関すること。
------	--

	(7) 所管税目の税制の調査に関すること。 (8) 固定資産評価審査委員会に関すること。
--	---

に改め、同表子育て支援課の項中

「

子育て支援係	(1) 子ども・子育て支援施策の企画及び調整に関すること。 (2) 子ども・子育て会議の庶務に関すること。 (3) 子ども・子育て支援事業計画の策定及び進行管理に関すること。 (4) 各種児童に係る手当に関すること。 (5) 児童福祉、母子及び父子並びに寡婦（夫）の福祉（福祉医療の給付を除く。）に関すること。 (6) 児童の虐待、養育、相談及び援護に関すること。 (7) 子育て支援センターに関すること。 (8) ファミリーサポートセンターに関すること。 (9) 児童福祉関係団体の指導育成に関すること。 (10) 課の庶務に関すること。
--------	---

」

を

「

子育て支援係	(1) 子ども・子育て支援施策の企画及び調整に関すること。 (2) 子ども・子育て会議の庶務に関すること。 (3) 子ども・子育て支援事業計画の策定及び進行管理に関すること。 (4) 各種児童に係る手当に関すること。 (5) 児童福祉、母子及び父子並びに寡婦（夫）の福祉（福祉医療の給付を除く。）に関すること。 (6) 児童の虐待、養育、相談及び援護に関すること。 (7) 児童福祉関係団体の指導育成に関すること。 (8) 課の庶務に関すること。
--------	--

」

に改め、同項に次のように加える。

子育て支援センター	(1) 地域子育て支援拠点事業に関すること。 (2) ファミリーサポートセンターに関すること。 (3) 乳児等通園支援事業に関すること。 (4) センターの利用調整に関すること。
-----------	--

別表第1 事務分掌表農政課の項中

「

農政係	(1) 農林畜産業の振興並びに農業、林業及び畜産業振興計画の総合調整に関すること。 (2) 農業振興地域整備計画に関すること。
-----	--

	(3) 農用地利用集積計画に関すること。 (4) 農業経営の奨励及び改善に関すること。 (5) 農産物の需給調整に関すること。 (6) 農業用水利に関すること。 (7) 農業災害対策に関すること。 (8) 森林の保護並びに市有林の造成及び維持管理に関すること。 (9) 農業農村整備事業の計画及び管理に関すること。 (10) 鳥獣保護及び農業被害に関する狩猟許可に関すること。 (11) 内水面漁業の権利及び採捕に関すること。 (12) 農業、林業、畜産業等関係団体の指導育成及び連絡調整に関すること。 (13) 農業振興協議会に関すること。 (14) 課の庶務に関すること。
--	---

」

を

「

農政係	(1) 農林畜産業の振興並びに農業、林業及び畜産業振興計画の総合調整に関すること。 (2) 農業振興地域整備計画に関すること。 (3) 農用地利用集積等促進計画に関すること。 (4) 農業経営の奨励及び改善に関すること。 (5) 農産物の需給調整に関すること。 (6) 農業用水利に関すること。 (7) 農業災害対策に関すること。 (8) 森林の保護並びに市有林の造成及び維持管理に関すること。 (9) 農業農村整備事業の計画及び管理に関すること。 (10) 農林業被害対策に係る鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関すること。 (11) 内水面漁業の権利及び採捕に関すること。 (12) 農業、林業、畜産業等関係団体の指導育成及び連絡調整に関すること。 (13) 農業振興協議会に関すること。 (14) 課の庶務に関すること。
地籍係	(1) 地籍調査の計画及び実施に関すること。 (2) 地籍調査の成果の管理に関すること。 (3) その他地籍調査の推進に関すること。

」

に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。